

浜田市告示第 46 号

市道の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により市道の供用を開始するので告示します。

その関係図面は、次により一般の縦覧に供します。

令和 7 年 3 月 28 日

浜田市長 久保田 章 市

- 1 縦覧の期間 告示の日から 14 日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 2 縦覧の場所 浜田市役所都市建設部維持管理課
- 3 供用開始の内容

路線番号	路線名	起 点	延長 (m)	敷 地 の 幅 員 (m)	
		終 点			
49-03-17	小国 17 号線	浜田市金城小国イ 864 番 16 地先	1,257.9	最大	7.6
		浜田市金城小国イ 868 番 4 地先		最小	3.8
49-03-22	小国 22 号線	浜田市金城町小国イ 864 番 1 地先	374.3	最大	6.0
		浜田市金城町小国イ 864 番 1 地先		最小	3.4